



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

- \*8 和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則 （環境生活総務課）..... 1
- \*9 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 （港湾空港振興課）..... 2

○ 告示

- 369 地籍調査の成果の認証 （地域政策課）..... 3
- 370 " （ " ）..... 3
- 371 " （ " ）..... 4
- 372 " （ " ）..... 4
- 373 " （ " ）..... 4
- 374 " （ " ）..... 5
- 375 " （ " ）..... 5
- 376 生活保護法による指定医療機関の廃止 （福祉保健総務課）..... 5
- 377 生活保護法による指定施術機関の廃止 （ " ）..... 6
- 378 生活保護法による医療機関の指定 （ " ）..... 6
- 379 " （ " ）..... 6
- 380 農用地利用配分計画の認可の申請 （経営支援課）..... 7
- 381 " （ " ）..... 7
- 382 道路の区域変更 （道路保全課）..... 7
- 383 道路の供用開始 （ " ）..... 8
- 384 道路の区域決定 （ " ）..... 8
- 385 自転車歩行者専用道路の指定 （ " ）..... 9
- 386 道路の供用開始 （ " ）..... 9
- 387 道路の区域決定 （ " ）..... 9
- 388 自転車歩行者専用道路の指定 （ " ）..... 10
- 389 道路の供用開始 （ " ）..... 10

○ 諸報

- 和歌山県収用委員会公示送達 （収用委員会）..... 10
- " （ " ）..... 11

## 規 則

**和歌山県規則第8号**

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則（平成19年和歌山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「毎年度、7月末日までに」を「当該排出抑制計画に係る期間の初年度の7月末日までに



		網代第四小型船舶係留施設	日高郡由良町大字網代地先
		阿戸小型船舶係留施設	日高郡由良町大字阿戸地先
		小杭小型船舶係留施設	日高郡日高町大字志賀地先
	袋港	袋港小型船舶係留施設	東牟婁郡串本町串本地先
	新宮港	三輪崎小型船舶係留施設	新宮市三輪崎地先
	浦神港	浦神小型船舶係留施設	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先
	勝浦港	勝浦小型船舶係留施設	東牟婁郡那智勝浦町湯川地先
	宇久井港	宇久井小型船舶係留施設	東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第369号

和歌山県海草郡紀美野町谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月24日から平成28年10月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町谷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年3月7日

### 和歌山県告示第370号

和歌山県海草郡紀美野町田・中の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月24日から平成28年10月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町田・中の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町田・中の各一部地区
- 5 認証年月日

平成29年3月7日

**和歌山県告示第371号**

和歌山県海草郡紀美野町滝ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月24日から平成28年10月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町滝ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町滝ノ川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年3月7日

**和歌山県告示第372号**

和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月24日から平成28年10月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年3月7日

**和歌山県告示第373号**

和歌山県海草郡紀美野町中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月24日から平成28年10月27日まで
- 3 成果の名称

和歌山県海草郡紀美野町中の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町中の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年3月7日

---

**和歌山県告示第374号**

和歌山県和歌山市冬野・広原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から平成28年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市冬野・広原の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市冬野・広原の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年3月7日

---

**和歌山県告示第375号**

和歌山県新宮市あけぼの及び王子町三丁目・熊野地一丁目・熊野地二丁目・蓬莱一丁目の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
平成25年10月24日から平成27年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市あけぼの及び王子町三丁目・熊野地一丁目・熊野地二丁目・蓬莱一丁目の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市あけぼの及び王子町三丁目・熊野地一丁目・熊野地二丁目・蓬莱一丁目の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年3月7日

---

**和歌山県告示第376号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったの

で、次のとおり告示する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医新 4-26	うえだ内科外科クリニック	田辺市新万28-27	平成 29. 1. 31
伊薬新 14-26	ヒラノ薬局	伊都郡高野町高野山730	平成 29. 1. 31
西薬新 22-26	さくらの薬局	西牟婁郡上富田町市ノ瀬字根皆田2504-57	平成 29. 1. 31

### 和歌山県告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
伊柔 18-25	深本晃司	ふかもと整骨院（柔道整復） 伊都郡かつらぎ町大谷88-5	平成 29. 2. 20

### 和歌山県告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医新 77-28	医療法人うえだ内科外科クリニック	田辺市新万28-27	平成 29. 2. 1
西薬新 28-28	さくらの薬局	西牟婁郡上富田町市ノ瀬字根皆田2504-57	平成 29. 2. 1
伊薬新 15-28	ヒラノ薬局	伊都郡高野町高野山730	平成 29. 2. 20
日薬新 9-28	タイコー堂薬局印南店	日高郡印南町島田1164-1	平成 29. 3. 1

### 和歌山県告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示す

る。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年 月 日
伊訪新 5-28	株式会社はなぶさ	伊都郡かつらぎ町笠 田東446	訪問看護ステーショ ンはなぶさ	伊都郡かつらぎ町笠 田東446	平成 29.3.1

#### 和歌山県告示第380号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年3月7日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年4月6日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第140号-1	西牟婁郡白浜町平字岩本1269外5筆
平成28年度第140号-2	西牟婁郡白浜町栄字王子ノ前1715外4筆

#### 和歌山県告示第381号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年3月8日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年4月6日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第141号-1	和歌山市大垣内字上ヶ溝208外10筆
平成28年度第141号-2	和歌山市栗栖字城地面1238
平成28年度第141号-3	和歌山市川辺字薬師堂294-1外1筆
平成28年度第141号-4	和歌山市満屋字上澤35
平成28年度第141号-5	和歌山市東田中字中田121外4筆
平成28年度第141号-6	和歌山市布施屋字上沼239外2筆

#### 和歌山県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字上洞字五味田681番1地先から同町大字高串字井之浦307番3地先まで	旧	4.05 } 16.20	2,197.00	上上洞橋 L=15.70 下上洞橋 L=17.30
日高郡印南町大字上洞字五味田682番1地先から同町大字高串字井之浦307番7地先まで	旧	9.24 } 85.00	1,875.00	上洞新橋 L=86.00 真妻トンネル L=721.00 上高串橋 L=67.00
同上	新	9.24 } 85.00	1,875.00	上洞新橋 L=86.00 真妻トンネル L=721.00 上高串橋 L=67.00

和歌山県告示第383号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字上洞字五味田682番1地先から同町大字高串字井之浦307番7地先まで

供用開始の期日 平成29年4月1日

和歌山県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
岩出市中島字葭原949番地先から同市畑毛字兼子坪321番3地先まで	新	4.00 } 15.10	871.00	根来川橋 L=13.50



和歌山県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
岩出市中島字葎原949番地先から同市畑毛字兼子坪321番3地先まで	4.00 } 15.10	871.00	根来川橋 L=13.50

- 4 指定する期日 平成29年3月24日

和歌山県告示第386号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道  
 路線名 紀の川自転車道線  
 供用開始の区間 岩出市中島字葎原949番地先から同市畑毛字兼子坪321番3地先まで  
 供用開始の期日 平成29年3月24日

和歌山県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字高田字鎌作121番5地先から同町大字背ノ山字西畑440番地先まで	新	3.06 } 6.50	382.00	

## 和歌山県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字高田字鎌作121番5地先から同町大字背ノ山字西畑440番地先まで	3.06 ） 6.50	382.00	

- 4 指定する期日 平成29年3月24日

## 和歌山県告示第389号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字高田字鎌作121番5地先から同町大字背ノ山字西畑440番地先まで

供用開始の期日 平成29年3月24日

## 諸 報

## 和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成29年4月14日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成29年3月24日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 事件名  
一般国道370号改築工事に係る土地収用事件
- 2 送達すべき書類の名称  
平成29年3月10日付け27和収第05280002号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

Harumi Nishikawa

住所不明

Oswaldo Fujio Fukassawa

住所不明

---

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成29年4月14日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成29年3月24日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

一般国道370号改築工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成29年3月10日付け27和収第05280003号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

Harumi Nishikawa

住所不明

Oswaldo Fujio Fukassawa

住所不明